

後発医薬品およびバイオ後続品の 使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用促進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品（ジェネリック医薬品※1）及びバイオ後続品（バイオシミラー※2）を積極的に採用しております。

医薬品の採用は、品質・安全性等の情報を収集・評価し決定していますが、一部の医薬品では十分な供給が難しい状況が続いています。

医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画を見直すなど、適切な対応ができる体制を整備しております。

状況によっては、患者様へ投与するお薬が変更になる可能性もあります。

変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら、当院職員までご相談ください。

※1 後発医薬品とは…

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ成分を持つ医薬品のことです。医薬品の開発に要する費用が少なく済むため、先発医薬品に比べ安価であり、使用することで医療費を少なくすることが期待できます。

※2 バイオ後続品とは…

遺伝子組み換え技術等により、細胞・酵母・細菌などから産生されるタンパク質由来の医薬品である「バイオ医薬品」の特許が切れた後に、他の製薬企業から発売される先行品と同等の品質・安全性・有効性を有する医薬品です。